

平成 22 年 3 月 5 日

平成 22 年第 1 回（3 月）川口市議会定例会

（委員長報告）

総務常任委員長 宇田川好秀

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、議案第 1 号「平成 21 年度川口市一般会計補正予算（第 5 号）」にかかわる歳出の部、第 2 款「総務費」及び歳入の部、第 1 4 款「国庫支出金」第 2 項「国庫補助金」第 8 目並びに第 1 0 目及び、第 1 5 款「県支出金」第 2 項「県補助金」第 1 目並びに、第 1 6 款「財産収入」ないし第 2 0 款「諸収入」及び第 3 条第 3 表「繰越明許費」のうち、当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、まず、民間都市開発推進機構拠出金雑入にかかわり、どのような事業に活用できるのかと問われ、これに対して、活用できる事業については、景観形成に資する事業、まちの魅力の向上に資すると認められる事業等であるとのこと。

これに関連して、事業審査の方法について問われ、これに対して、第 3 者委員会を設置し、審査を行い、構成員は学識経験者、知識経験者、経済界代表、市職員等の 5 名を予定しているとのこと。

また、災害対策費にかかわり、防災無線デジタル機器整備・子局増設事業の今後の整備計画について問われ、これに対して、今回の 5 6 基を含め現在 8 2 基であり、全体計画 1 7 0 基に対し、4 8 パーセントの進捗率であるとのこと。

なお、今後の整備計画については、デジタル化に向けた関東電波管理局が示す平成 2 8 年度を目途に、整備・増設を進めていくとのことでありました。

このほか、西川口駅周辺都市整備事業寄附金について、総合文化センターの補修計画について等、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部、第 2 款及び歳入の部、第 1 4 款並びに第 1 5 款及び、第 1 6 款ないし第 2 0 款並びに、第 3 条第 3 表は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第 4 8 号「平成 21 年度川口市一般会計補正予算（第 6 号）」及び議案第 4 9 号「川口市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例」を一括議題といたしましたところ、議案第 4 8 号、地域活性化・公共投資臨時交付金にかかわり、今回の第 2 次内示額がこの時期に確定した経緯について等、質疑応答の後、一括採決の結果、両案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第10号「工事請負契約の変更契約の締結について（本町小学校改築工事）」を議題といたしましたところ、まず、工事請負業者に対する単品スライド条項の周知方法について問われ、これに対して、平成20年8月1日の適用時においては、ホームページ及びメール等により登録業者に周知したとのこと。また、その後については、契約時において制度の概要書を添付し、周知を図っているとのことでありました。このほか、単品スライド条項の該当件数について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

最後に、歳出の部、第9款「消防費」及び当該歳出に係る歳入並びに、第2条第2表「継続費補正」及び、第4条第4表「地方債補正」のうち、当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、契約差金について、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部第9款及び当該歳出に係る歳入並びに、第2条第2表及び、第4条第4表は起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。